

香川県条例第15号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和30年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(客席の部分とその他の部分との区画)</p> <p>第19条 興行場等の客席の部分（舞台を含む。）とその他の部分とは、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床、準耐火構造の壁又は令第112条第19項に規定する防火設備で区画しなければならない。</p> <p>(主階が避難階以外の階にある建築物)</p> <p>第22条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分とを1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は令第112条第19項第2号に規定する構造である特定防火設備で区画すること。</p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>(客席の部分とその他の部分との区画)</p> <p>第19条 興行場等の客席の部分（舞台を含む。）とその他の部分とは、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床、準耐火構造の壁又は令第112条第18項に規定する防火設備で区画しなければならない。</p> <p>(主階が避難階以外の階にある建築物)</p> <p>第22条 興行場等の用途に供する部分の主階が避難階以外の階にある建築物は、この節の前各条に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分とを1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は令第112条第18項第2号に規定する構造である特定防火設備で区画すること。</p> <p>(3)～(6) 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。